

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、リックス株式会社と称し、英文ではR I X C O R P O R A T I O N
と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

次の物品の製造、中古品を含む売買並びに輸出入業

- (1) 油空圧機器・装置、洗浄機器・装置
 - (2) 密封装置類、工業用ゴム製品、各種弁・継手・動力伝達装置及び流体制御機器
 - (3) 潤滑装置、浄化装置、ボイラー、遠赤外線発生基板及び加工製品
 - (4) ポンプ、送風機、モーター、ファン
 - (5) 自動制御装置、受配電設機器、工業用テレビ、通信機器、マイクロコンピューター、応用電気機器
 - (6) 遠心分離機、ミキサー、濾過装置、粉体分級装置、純水製造装置
 - (7) ウォータージェット剥離切断装置、金属加工機械、製鉄用機械・装置、印刷機械・装置、製紙機械・装置
 - (8) 精密理化学機械・装置、エックス線応用検査装置、センサー測定器、情報制御機器等の電子応用機器
 - (9) 工作機械
 - (10) 以上の物品の部品、取付具及び付属品
 - (11) 前各号に関連する機械制御技術のノウハウの提供及びコンサルティング業
2. 損害保険代理業務
 3. 生命保険募集業務
 4. 不動産の売買並びに賃貸業務
 5. 機械器具設置工事、建築工事、管工事、塗装工事、防水工事、清掃施設工事、電気工事
 6. 労働者派遣事業
 7. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を福岡市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない

事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,760万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (5) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使するこ

とができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は15名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
3. 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役にその通知を発するものとする。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任軽減等)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第 31 条 監査等委員会の招集は、会日の 3 日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 34 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 39 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

付 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第69回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

付 則

1. 変更前定款16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本付則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制	定	昭和39年	5月	1日
実	施	昭和39年	9月10日	
改	正	昭和40年	12月23日	
	〃	昭和42年	4月	1日
	〃	昭和44年	2月26日	
	〃	昭和46年	1月	7日
	〃	昭和48年	2月27日	
	〃	昭和49年	2月	1日
	〃	昭和49年	11月27日	
	〃	昭和56年	12月25日	
	〃	平成	2年10月22日	
	〃	平成	2年12月27日	
	〃	平成	4年	6月26日

“ 平成 5年 6月24日
“ 平成 6年 6月24日
“ 平成 9年 6月27日
“ 平成14年 6月26日
“ 平成14年 7月 1日
“ 平成15年 6月25日
“ 平成16年 6月24日
“ 平成18年 5月 1日
“ 平成18年 6月28日
“ 平成19年 6月27日
“ 平成21年 6月25日
“ 平成27年 6月26日
“ 平成29年 6月28日
“ 平成30年 6月27日
“ 令和 4年 6月23日